

<p>仙台市 新墓園 建設事 業</p>	<p>1 全般的事項 (1) 宮城県環境影響評価技術指針に基づき検討した結果、公害の防止及び自然環境の保全の見地からは概ね妥当であると思料されるが、環境保全対策の実施に当たっては、当該事業が良好な自然環境において実施されることや、供用において盆や彼岸など特定の時期に利用者が集中すること等の特殊性について、十分配慮すること。特に事業が長期にわたることから、事後調査を適切に実施するとともに、調査において新たな事実が判明した場合や、事業期間において現況が著しく変化して保全対策が十分な効果をあげ得ないことが判明した場合には、専門家の指導を受ける等して、環境保全対策の見直しを行うこと。 (2) 工事中において、周辺の森林の状況や工事区域内外の斜面の地盤返上などの把握に努め、当該環境影響評価で予期しなかった影響が確認された場合は、必要な対策が適切に行われるよう監視等の体制の整備を図ること。</p> <p>2 公害の防止に係るもの (1) 事業の実施場所が、都市用水の補給を目的の一つとする宮床ダムの上流域に当たることから、水質保全対策には万全を期すよう努めること。特に、工事の施工に伴い発生する濁水の対策については、当該保全対策を実施することはもちろん、降雨時の濁水流出について監視を行い、適切な対応ができるよう管理体制を図ること。 (2) 供用後において、盆や彼岸など特定の時期に利用者が集中して交通量が増加することは避けられないが、騒音等の交通量の増加に伴う影響を最小限に抑えるため、利用者の状況を把握してシャトルバスの増発等の保全対策を実施し、道路周辺住民の生活環境の保全に努めること。</p> <p>3 自然環境の保全に係るもの (1) 貴重動植物の移植や自然植生の復元が有効に実施されるかどうかについては、さまざまな要因に影響されることから、保全対策の実施に当たっては、移植場所や移植時期等に十分配慮すること。また、事後調査により、移植した個体の健全な生育が妨げられていること等が確認された場合は、必要な対策を講じること。 (2) 事業期間中においては、繁殖時期を中心としたオオタカの生態調査を継続して実施し、調査により新たな配慮が必要と判断された場合は、事後調査の内容の見直し等も含め、必要な対策を講じること。</p>
----------------------------------	---